

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

新型コロナウイルスの影響により、収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになりました（徴収猶予の特例）。

対象となる方

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、事業等にかかる収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税を行うことが困難であること。

対象となる町税

令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人住民税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象。

申請が認められると、最大1年間、無担保かつ延滞金なしで納税が猶予されます。

徴収猶予の特例の申請方法

以下の提出書類を、納期限までに窓口へ提出いただくか郵送してください。

（電子申請をご希望の場合は eLTAX ホームページ下記参照からご利用いただけます）

・徴収猶予の特例の申請書

・預金通帳、売上帳、給与明細書等のコピー（前年・当年の収支状況がわかる書類）

申請書用紙は【東川町ホームページ】からダウンロードできます。

<https://town.higashikawa.hokkaido.jp> [新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ](#)

申請時には以下の点をご留意ください。

- 1 納期限前から相談できますので、お早めの相談をお願いします。
- 2 既に現行法での猶予を受けている方でも、遡って徴収猶予の特例を受けられます。
- 3 徴収猶予の特例を受けられない場合でも、要件を満たせば、現行法での猶予が受けられる場合があります。

📞 お問い合わせ・送付先📮

町税徴収猶予申請書送付先 : 〒071-1492 北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号
東川町役場税務定住課 収納室(4番窓口)

そのほかのご案内詳細について下記をご参照ください

- ・徴収猶予の特例の制度に関する説明など【総務省ホームページ】

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

- ・eLTAX を利用した電子申請に関する説明など【eLTAX ホームページ】

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/01689>